

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2015年3月27日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころをれない

ころをせない

【第9号】

1月9日
2月23日
第3回第4回弁論
報告

一月九日に第三回、二月二三日に第四回の弁論がありましたので合わせて報告します。

I. 補助参加関連について

靖国神社への補助参加関連の問題をまとめて報告します。補助参加代理人は、昨年の第二回弁論から出廷していますが、この申請は一月二六日に却下されました。彼らは高裁に即時抗告するとともに一月二四日に二次の参加申請をしました。今度は一〇八〇人です(二〇人は第一次と同じ)。申請理由は前回とほとんど同じですから、これも第四回弁論前の二月六日に却下。即時抗告も二月一六日に却下です。現在、最高裁に特別抗告中だと思っています。したがって、もうしばらく代理人の徳永弁護士は出廷します。うっとおしいですが、基本的には「相手にせず」ということにしましょう。

II. 第三回弁論(一月九日)報告

第三回口頭弁論において二次提訴が併合され、第三回からは事件番号が二つ付いた弁論が開かれていました。被告から二次提訴に対する答

弁書が出ていますが、基本的に一次提訴と同じです。私たちの第一及び第二準備書面が陳述され、その要旨が書面担当の弁護士から簡潔に説明されました。第一準備書面の要旨説明には靖国の代理人からクレームがつけました。靖国は第一準備書面は「請求の原因を基礎づける事実ではない」というのです。第一準備書面は靖国神社の政治的・宗教的性格とその歴史について述べているのですが、「靖国神社は明治の創立から現在に至るまで一貫して①国と一体の宗教施設であり(という)ことは戦後は政教分離違反施設であり②戦没者に謝罪追悼することのない英霊顕彰施設である」という内容です。靖国神社の、この宗教的・政治的性格が原告らの様々な権利を侵害する基礎にあるわけですから、これこそ損害賠償せよとか参拝を差し止めよという当方の「請求の原因を基礎づける事実」なのです。靖国の代理人のクレームは小泉参拝違憲訴訟における最高裁判決中にある「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加える性質のものではなく、このことは内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した場合においても異なるものではない」という方向へ持っていくというたくらみがあるのです。このたく

らみについては第二準備書面でしっかり反論しています。裁判所は靖国の性格が「請求の原因を基礎づける事実」であるかどうかについては「双方の見解に違いがあるでしょうから」という形で原告側の要旨陳述を認め、大橋弁護士が要旨を陳述しました。

第二準備書面は、被告らの「参拝は私的に行われたものであり政教分離違反ではないし、原告らの権利をなんら侵害していない」という主張に対する反論です。書面の前半は、安倍参拝が首相の職務行為としてなされたこと(私的な行為ではないこと)の証明であり後半は明白に権利侵害があるという主張です。それぞれ担当の吉田・中島弁護士が要点を簡潔に説明しました。

要旨陳述の終了後、裁判所は次回以降の進行について双方に確かめ、被告に当方の第二準備書面についての反論があるなら次回弁論(二月二三日)の一週間前までに準備書面を出すことを促しました。この中で、平和的生存権についての主張立証が十分ではないのかという質問(あるいはイヤミ?)をしてきました。中島弁護士がその用意があると返事しました。現在、平和的生存権については学者による意見書提出や尋問を準備しています。裁判所は前回の進行

協議の時とは相当雰囲気が変わり、四月以降の弁論で尋問などによる権利侵害の立証を認めるのではないかという感触でした。そのためか、終了後に予定されていた進行協議は開かれませんでした。

閉廷後の弁護士会館での報告学習会では、裁判所の促し(?)を受けて、次回には平和的生存権に特化した書面の提出をするという抱負が担当の和田弁護士から披露されました。裁判所の前回の雰囲気との相違をどう考えるかについては様々ですが、油断はできないにしても悪くはない方向であることは確かであると思います。

Ⅲ・第四回弁論(二月二三日)報告

今回は第三、第四準備書面を提出し、その要旨と意義を担当の加島・和田弁護士が陳述しました。第三準備書面は「敗戦後の靖国神社合祀への被告国の主体的関与」を『新編靖国神社資料』にもとづいて克明に明かしたものの、第四準備書面は本件参拝が戦争の準備をなす意義を持つことから、原告らの「平和的生存権」を侵害する行為であることを明らかにしています。この二つはそれ自体読み物としても面白く、法廷で述べた加島・和田の要旨・意義(ページ3〜6掲載)と併せて読むことをお勧めします。第三書面は前回(一月九日)

の弁論で靖国の代理人が靖国の歴史的宗教的性格についての指摘は「請求の原因を基礎づける事実ではない」と発言したことを奇貨として「よし、今だ」とばかりに提出した加島弁論士の力作、第四書面は前回に裁判所から促されてのもの、裁判が本格的に動く手ごたえが出てきたとみなしていいかもしれません。

被告三者は、それぞれ第二準備書面を提出しています。一つは、安倍が参拝の際に献花料として一〇万円の支出をしていることは明らかなのですが、一部の新聞報道で玉串料を(私費で)支出とあることを、私たち原告は指摘しているのですが、三者ともそれを否定しています。また、三者とも前回からの主張の繰り返し、すなわち、小泉参拝違憲訴訟最高裁判決にある「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加える性質のものである、このことは内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した場合においても異なるものではない」という文言によって原告らの被侵害利益はないとの主張をしています。しかし、この主張は、私たちの第一・第二書面だけでなく、今回の第三・第四準備書面によって完全に論破されていると思います。裁判所がどれほど理解したかはわかりませんが、

第一回弁論や一回目の進行協議(第二回弁論閉廷後開催)に比べると明らかに裁判所の態度が変わったのではないかと思います。

またこの日に「立証計画」を提出しました。内容は、小林武・高橋哲哉意見書の四月末提出と尋問請求、原告一〇人の尋問請求(氏名はすでに内定しているが裁判所には未提出)、および靖国(遊就館を含む)の現地検証です。

閉廷後別室で進行協議が行われ、原告側の立証計画の詳細を三月一七日までに提出することになりました。被告側からの「意見(多分、尋問の必要なしなどというものでしょう)」は四月九日(次回弁論前日)までに提出されます。裁判所は、尋問の期日をとるためでしょうか、四月(第五回)の次回、さらには次々回の日程も決めたがついていましたが、結局は第六回の六月九日だけが決まりました。被告らは尋問は不要・早期結審の「意見」を出すでしょうが、進行協議中においては裁判所がそれを認めるというようには見えませんでした。本人尋問、学者尋問、靖国現場検証を勝ち取るため一層頑張ります。

第4回 ◆◆アジアネットワーク連続学習会◆◆ 報告

2月20日、小林武さんを講師に迎えての学習会「首相の靖国参拝と私たちの平和的生存権」をテーマに熱く語っていただきました。

要旨、私たちの「安倍の靖国参拝が原告らの平和的生存権を侵害している」という主張を説得力を持つものとするために、①安倍参拝、あるいは、安倍政権のこれまでにない特異性、すなわち、はっきりと「海外で戦争する国に向かって行軍する」性格をはっきり示すことと、②「平和的生存権」の九条違反と結合した本来的機能と靖国参拝のように直接九条に結合していない行為にかかわる副次的機能とを区別して主張することが大切ではないかということでした。

詳細は裁判に提出予定の学者意見書でお伝え致します。ご期待を！

第3・4準備書面 書面要旨陳述

加島 宏弁護士
和田義之弁護士

原告第三準備書面要旨

(靖国神社合祀への国の主体的関与)

原告ら代理人 弁護士 加島 宏

一 原告らが、その第三準備書面でお伝えしたいことは、法律論ではありません。法律の適用を受けるべき、極めて重要な、次の歴史的事実です。

①国は、戦後新憲法制定後も、靖国神社が自ら一宗教法人として生き延びる道を選択した後も、敗戦までと何ら変わらず、敗戦前の合祀事務担当者を戦後の厚生省に移籍させてまで、戦没者を靖国神社に合祀することに全力を傾けてきました。しかし、国はその事実を、「資料が現存

しない」などと嘘をついて、一切秘密にしてきました。これがまず第一点。

②次に、小泉首相の靖国参拝違憲訴訟に関する最高裁判決が出た翌年、二〇〇七(平成一九)年に国立国会図書館立法調査局は、「新編靖国神社問題資料集」を発行しました。手元にあるこの本です。一二〇〇頁に及ぶ膨大な資料集です。この新資料集は、靖国神社から提供された国の通達、国との打ち合わせ会議の記録等、それまで存在すら知られていなかった多数の生の資料により、秘密にされてきた国による靖国神社合祀への支援・協力の実態を明らかにしたのです。そこで明らかになった国の支援・協力なくしては、靖国神社の今日があり得なかったことは明白です。これが第二点。

③さらに、国による靖国神社合祀支援・協力の実態です。最も効果を発揮したのは一九五六(昭和三一)年の厚生省援護局長名の三〇二五号通達であり、同通達体制下での、合祀事務手続推進国家プロジェクトです。その国家プロジェクトの意図は、準備書面の四〇頁に引用した厚生省引揚援護局次長名での通達に明記されています。実に率直で、興味深いので、拾い出して読み上げます。

「・・・今日引揚援護局及び都道府県が合祀事務推進を図ろうとする基本的観念は、宗教法人靖国神社に対し、現行法令の許す範囲において、・・・

・且つできるだけ積極的好意的配慮を加えて、合祀事務を援助しようとするものである。・・・

都道府県の今後の事務については、・・・合祀事務の中核たる祭神決定の事務の実質的責任が挙げてその負担となつたのである。

靖国神社合祀についての個人的或は宗教的意見は如何様にあるうとも別であるが、国又は地方公共団体の立場において、国事に殉じた幾多英霊が、現実に国民崇敬の中心たる靖国神社に合祀される事務を取扱う場合の態度としては正に厳粛な心持をもって正確な事務処理に努めることは当然のことであろう。・・・」

④そして、伝えようとする最後の

点です。小泉靖国参拝の最高裁判決に至るまで、当然のことながら、新資料集の明らかにした事実は裁判の俎上に上りませんでした。しかし、その後新資料集が発表され、それまで公開されていなかった国側の資料と、隠されていた事実が明らかになった以上、それらを裁判上無視することは最早できないこと。原告第三準備書面は、これら四つの点をお伝えするために書きました。

二 さて、以上述べましたように、靖国神社の今日あるのは、約二四六万人というその祭神のうち、約二一〇万人(実に八五%にあたります)の合祀を、新憲法制定後の日本国政府が支援・協力してきたことによりです。

国が合祀に相応しい者として選別し、氏名・生年月日・本籍・所属部隊・死亡地・死亡原因・遺族等を通知した者を、靖国神社はただ、祭神とする宗教行為を行ってきたにすぎません。近年でもまだ時折、何人かが合祀されることがあります。それも決して、遺族からの申請があつて判明したとか、靖国神社が独自に調査して合祀したものではありません。すべて、

国からの情報提供によつています。戦没者等に関する国からの情報提供、合祀基準の設定、これに適った戦没者（合祀予定者）の選考、合祀予定者に関する「氏名等」の祭神名票への記入、記入済祭神名票の被告靖國神社への回付という一連の合祀事務手続実施は、靖國神社合祀の不可欠の前提だったのです。

三 A級戦犯の合祀経過で明らかに、国が、靖國神社の教義の中核である祭神の選択ばかりか、祭神とする時期についてまで主導していた事実があります。この点でも、被告靖國神社は、根本において今日なお国営神社の性格を引き継いでいるのです。

国は、国会での答弁でも、合祀事務手続の推進は、戦没者に関わる「照会に対する回答」、「行政サービス」、あるいは「遺族に対する精神的援護」などと言い逃れをしてきました。原告らが第三準備書面で明らかにした合祀事務推進行為の実態は、「行政サービス」と言い逃れができる程度の生易しいものではありません。

四 このような靖國神社を、普通に信教の自由を主張できる、被告国

から独立した他の民間の宗教法人と同列に扱うことは、信教の自由の適用上も、政教分離の上でもきわめて不適切であることは、明らかです。

そして、原告らが日々被っている精神的苦痛は、殉国を最高価値とする被告靖國神社のこのような形での存続そのもの、およびその宗教教義の維持、実現を国が支援・協力し、かつ今日なお、その代表者の参拝を通じて関わりを持ち、その関わりを誇示したことにより引き起こされているものになりません。

以上



その参拝待った！
差し止めの！

原告第四準備書面要旨

原告ら代理人 弁護士 和田義之

原告らの第四準備書面は、平和的生存権侵害に関する被告らの反論に対し、再反論を行うものです。

被告国および被告安倍晋三からは、平和的生存権の具体的権利性について反論がなされていますが、これに関する再反論は書面に記載したとおりですので省略いたします。

被告靖國神社からは、より実質に踏み込んだ反論を頂いております。原告らは、平和的生存権が侵害される場合の要件として二つの要件を指定しております。一つ目は「国による戦争の準備行為等が存在すること」、二つ目は「それにより個人の生命、自由が侵害の危険にさらされたこと」です。

被告靖國神社は次のように反論しています。すなわち、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性格のものではないし、国事に殉ぜられた人々を合祀している靖國神社に参拝したからといって、それは『戦争の準備行為等』に該当しない」

人が神社に参拝する行為は戦争の準備行為等に該当しない、通常、それは当たり前のことです。私も毎年、近くの神社に初詣に行きますが、そこで私が日本国の領土拡張を祈念したとしても、戦争準備行為等には該当しません。内心で何を願おうと私の勝手であり、それが外部に影響する、社会や他者の人権に影響することは全く考えられないからです。

しかし、本件で原告らが問題にしている参拝は、そのようなものではありません。一般の国民が一般の神社を参拝したのではない、参拝した主体と参拝を受け入れた神社がともに我々にとって特殊、特別なものでした。そのため、参拝行為自体が大きく報道され、外部に対する表現行為、メッセージとなつて、社会に大きな影響をもたらしたと言うことができます。

今日も、大勢の傍聴人の方が法廷にかけておられます。原告らにシンパシーを感じられる方、被告らと同じ信条を有する方、いずれの方も、本件参拝が、普通の国民が普通の神社に参拝したのではない、この参拝は単に参拝した個人の内心のみ問題ではなく、それぞれ意味づけは異なっても、外的な影響、わが国の行く末にかかわる重大な意味を有

すると感じられたからこそ、法廷にかけつけられたのではないでしょうか。

靖國神社と国との関わりは、先ほど加島弁護士が述べたとおりです。敗戦後、国は靖國神社に対し、二〇〇万名を超える戦没者の情報を提供しました。それによって靖國神社は、「全戦没者を祀っている神社」としての地位を維持することができた。国の主體的・積極的な支援・協力があつてこそ靖國神社は存続しえたのです。

それでは、なぜ、国はこのような支援を行ったのでしょうか。それが単なる無料のサービスというわけがない。国が支援を行うには、必ず理由があります。靖國神社は、その存続のために国家の協力を必要とした、逆に、国家は、わが国の支配者らは、彼らが考え、現に今も考えている利益・目的のために靖國神社を必要とした。その利益・目的とは何かということです。

それは靖國神社が負っている役割にかかわります。結論から言えば、国家が戦争の準備をするにおいては、被告靖國神社の存在が不可欠であるということです。

被告靖國神社の社憲（一九五二年

九月三〇日）前文にはこのように記載されています。「本神社は明治天皇の思召に基き、嘉永六年以降國事に殉ぜられたる人々を奉齋（ほうさい）し、永くその祭祀を齋行（さいこう）して、その「みたま」を奉慰（ほうい）し、その御名を万代に顯彰（けんしょう）するため、明治二年六月二十九日創立せられた神社である。」

ここで靖國神社は、戦争に参加して命を落とすことを「國事に殉ずる」、すなわち、すすんで国のために役立つ命をささげたと規定しています。自らの「聖戦思想」、国の政策によって戦争に参加し、命を落とすことは素晴らしいことであるという思想をここで鮮明にしているのです。被告靖國神社が決して憲法九条という平和主義・戦争放棄の思想に共鳴せず、むしろ国家と一体となつて、自らが是とする「聖戦」を称揚し、その準備を促す役割を有していることは明らかであると言えます。

本日は二冊の新書を証拠として提出しております。一冊目は、高橋哲哉教授の「靖國問題」という著書です（甲一八）。その中で同教授は、このように述べています。「大日本帝国が天皇の神社・靖國を特権化し、その祭祀によって軍人軍属の戦死者を英霊として顕彰し続けたのは、それ

によつて遺族の不満をなだめ、その不満の矛先が決して国家へと向かうことのないようにすると同時に、何よりも軍人軍属の戦死者に最高の榮譽を付与することによつて、『君国のために死すること』を願つて彼らに続く兵士たちを調達するためであつた」

もう一冊は、一般に保守の論客として知られる小林よしのり氏の「保守も知らない靖國神社」（甲一九）という著書です。その中で同氏はこのように述べています。「靖國神社は、近代国家をつくる上で国に命を捧げた者を、英霊として祀る神社だ。かつては、若者たちは「次の戦争」があれば彼らの後に続き、もし戦場に斃れることがあつたら、自分も英霊として祀られ、顕彰されるのだと確信していた。つまり、靖國とは日本を戦争できる国にするための神社なのだ。」このように同氏は、保守派としての立場から、被告靖國神社が「日本を戦争できる国にするための神社」であることを明確にしています。

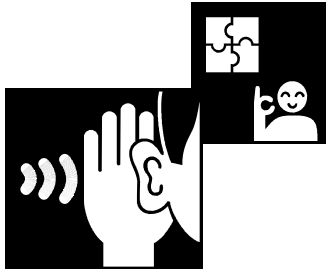
参拝した側の特殊性、特別性についても、第四準備書面では論述しております。被告安倍晋三が、改憲、特に憲法九条改憲について強い意欲

を有していることは、同人の言動から明らかと言えます。

さらに、同人は第九六代内閣総理大臣として、憲法九六条の改正に取り組む方針を明言した他、防衛大綱を閣議決定し、日本版NSCを発足させ、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行いました。これら各行為が、憲法九条の平和主義・戦争放棄の原則を骨抜きにすることは明らかです。

本件参拝も、これら各行為に連なる一連の行為として捉えねばなりません。戦争称揚の性格を有する靖國神社への本件参拝は、集団的自衛権の行使容認等によつて自衛隊の海外派兵が現実味を帯びてくる中で、再び国民を精神的に支配し、戦争協力に動員しようとするものであり、その意思を外部に表明するものです。

我々は、本件参拝が、政策的にどうであると言っているわけではありません。倫理的にみて望ましいもしくは望ましくないと言っているものではありません。訴訟において問題とされるのは、あくまで当該行為、本件参拝が、既存の法体系から見て妥当なものか、違憲・違法と評価されるかです。本件の場合、既存の法体系として憲法九条が存在します。憲法



九条が厳然として存在する中で、戦争称揚の性格を持つ神社に、内閣総理大臣としての地位を有する人物が参拝することは、国民を戦争協力に動員する意図を外部に表明することであり、それ自体戦争準備行為に該当し、憲法九条を根拠の一つとする原告らの平和的生存権を違法に侵害するものと言えます。

以上

傍 聴 記 その1

石川県原告 西山 誠一

第三回弁論（1月9日）

私にとっては日本の国家よりも戦争放棄が大事

久しぶりに裁判所に来た。「靖国合祀イヤです訴訟」以来である。顔見知りの方もぼつぼつ見えて懐かしい。申しわけないが法廷内の言葉はほとんど聞き取れなかった。「原告第二準備書面」と、かみくだき会の弁護士さんらの言葉に頼って傍聴記を書きます。

「平和的生存権が大事である」という言葉が耳に入ったが、それはどんな権利だろうか。戦争のない国（世界）に生きられること。とりあえずそんな事を思うのだが、日本は七十年間戦争をしなかった、が、然し協力は度々したし、今は何時でも戦争できる国になろうとしている。

そして、かつては十五年間も戦争をし続けたのである。なのに日本には戦争犯罪者が一人もいない。天皇から一兵卒にいたるまで。外国人の裁いた戦犯はいるけれど、日本人が裁いた戦犯は一人もいないのである。同じ敗戦国でもドイツは違う。今もナチスを裁き続けている。国旗も変えた。

私は思う。明治天皇は戦争犯罪者である。日清・日露戦争の。昭和天皇は太平洋戦争の戦犯である。時の政府や軍部ももちろんである。

私の父も二回にわたって中国へ侵略戦争に出かけた。A級B級は問わないが戦犯である。天皇の命令であろうと、国家の命令であろうと、誰もその罪はかわってもらえない。仏教からこれを「無有代者（だれもかわるものなし）」と学ぶ。

私に戦争責任はないのか？岡部伊都子さんの言葉を借りれば小学校一年ながら、日の丸の小旗をふって父を家から送り出した責任がある。

世界で戦争放棄をした国は日本の他に中央アメリカのコスタリカがある。コスタリカには法律どおり軍隊も武器も全くもたないと聞く。但し、集団的自衛権はあって、自国が攻められた時には同盟国に護ってもらい、同盟国が勝った時は医療とか看護とかで援護するとか。またスイスは永世中立国で軍隊は少しもっているが、集団的自衛権の無い世界唯一の国であり、自国が焼野原になっても誰も守ってくれないと聞きます。

私は、戦争を放棄しても日本が滅んでも、それでよいと思っています。私はこのことを真宗大谷派の二人の坊さんから教えられました。私にとっては日本の国家よりも戦争放棄が大事なのです。戦争放棄こそが戦死者にこたえる道であり、このことこそが全戦没者の願いであろうと思います。平和的生存権について思うところを書きました。皆さまのご批判とご指導をお願いします。

傍聴記 その2

第三回弁論（一月九日）と

訴訟団九州組からの報告

福岡原告 倉掛 直樹

全国の原告・支援者の皆さん、お元気ですか。私は九州山口ブロック原告の一人です。去年の二月、私たちは原告集めに奔走していました。裁判所が大阪だけど、果たして集まるのか不安でした。小泉首相の時の原告名簿を頼りに郵送したり、集会に参加したりして第一次原告一三〇名、二次五〇名、合わせて一八〇名となりました。ほとんど原告集めに終始した一年でした。

それから提訴、口頭弁論と順調に進みました。しかし、一〇月の第二回弁論の後の進行協議で、裁判長がいきなり「次回までに主張を全部出してください。でないと打ち切ります」と言ったそうです。準備書面提出や立証や陳述などができなくなり、早期に結審になるのではないかと危機感を持ちました。九州に限らず、遠方のほとんどの人は、傍聴のため裁判所に足を運ばません。結審する前に福岡の地で一月末に裁判の流れがわかる報告集会することを決めました。

◎第三回弁論を傍聴して

一月九日、朝一番の新幹線に乗り「新大阪」そして地下鉄「淀屋橋」を上り、二つの川を渡り、裁判所に着いたのは九時過ぎでした。玄関にはすでに傍聴を求める人ばかり。相手側一三〇名、こちらが五〇名ぐらいでしょうか。彼らは動員されているようです。背広に日の丸のバッチを付けた人もいます。九時四〇分に抽選があり、私ははずれました。でも、原告席に入ってもらいました。原告席は被告と対面しているので、傍聴席と違って声が聞きやすく、迫力があります。

今回、準備書面の陳述がメインでした。大橋弁護士から靖国神社のこと、吉田弁護士・中島弁護士から安倍首相の職務行為性（私的行為ではない）についてでした。今回弁護士による陳述があり、打ち切りにはなりませんでした。その後、入れなかった原告のため、近くの大阪弁護士会館で報告会があり、お昼に解散となりました。この日夜に弁護団会議があると聞き、こちらにもずうずうしく参加。これからの立証計画など、もりだくさんの内容で、頭が重たくなりましたが、弁護士の意気込みを感じました。原告の被害の侵害についても議題となっていました。近く中華料理店での打ち上げにも参加、

楽しい夜となりました。



◎九州山口原告団報告集会

一月三〇日、福岡市の本願寺福岡教堂で、弁護団の中から新井邦弘弁護士に来ていただき、お話を聞きました。内容は「裁判の経過とこれからの活動について」でした。自己紹介の中で、自分は在日三世だが、一歩外国へ出れば韓国人である。大阪岸和田で生まれ育ったが選挙権もないと言われました。裁判については小泉参拝のときから積極的に関わっているとのことでした。

（新井邦弘さんの話の要旨）

安倍首相が靖国参拝を職務として行ったかどうか（職務行為性）は、違憲性・違法性に関わる初めの入り口である。これまで原告への侵害については守るべき法的利益がないとして棄却されてきた。被告は公務じゃないと主張する。しかし、公用車を使ったり、献花料を納め、お花には「内閣総理大臣」と入っている。その上メディアを通じて参拝を大々的に発信している。これで公務でないと言えるのか。憲法判断するには公務でないといけない。政教分離原則違反にならない。今回は憲法違反

という判断だけでなく、甚大な損害を与えたとなれば、損害賠償も認められる。そこまで勝ちきる気持ちでやっている。

これからの裁判の方向は、法的主張として「平和的生存権」の準備書面の提出、並行して学者の意見書。靖国神社の検証、原告被害の立証・尋問、学者証人などがある。

（意見交換）

靖国神社への参拝は二度と繰り返さないという期待権をもっと展開してほしい。

靖国神社の検証はぜひ実現してほしい。私も含めて歴史を知らない。

裁判官も知らないのではないかな。

口頭弁論の中で、原告の陳述を聞きたい。など

新井弁護士の話はとてもわかりやすいものでした。むずかしい法律用語も言い換えて説明していただきました。普通の曜日の昼間の集会でもあり、参加者は原告二十数名でしたが、遠くは熊本、大分、佐賀からも駆けつけてくれました。これから裁判の進行はどうなっていくのか予想できません。それでも、連絡をとりあつて横のつながりを大事にして、イラつく安倍首相を追い詰めていく闘いを組んでいきましょう。暴走を止めましょう。

第4回弁論（2月23日）

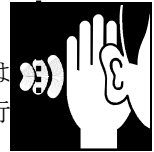
この訴訟の原告になることにしたのは東京の訴訟を担当している知人のメールによる案内からでした。私はクリスチャンで、靖国神社に関しては、歴代の首相が参拝をして、あたかも国の宗教のような扱いがなされてきたことに問題を感じてきました。靖国神社が戦争と深く関わっていた歴史があり、靖国神社は宗教にあらず、というおかしな論理がまかり通ってきた日本です。今では集団的自衛権のことや憲法改悪のことが浮かび上がる時代になり、政教分離の観点からだけではなく、平和的生存権の視点からも考えなければならない時代になってきたと緊張を感じます。70年前に侵略戦争に敗戦して、憲法で非戦を宣言したはずの日本が、再び戦争ができる国の準備として靖国神社が用いられようとしているのを何とか阻止したいです。

この訴訟に関して大阪地裁の法廷で傍聴したのは今回で2回目でした。裁判だけでは専門用語も難しく、意味がわからないことも多いのですが、裁判の後に弁護士会館で行われる集まりにおいて、状況や意味を説明していただけるので、ありがたく思います。

私が出席した1回目は、ほとんど日程を決めることだけで終わってしまいましたが、今回は原告側から画期的なことが述べられました。新資料が見つかり、厚生省を通してでも靖国神社を存続させたかったこと、国からの情報提供があって合祀されたこと、を証明できるというものでした。つまり国営神社として今に引き継いでいる、ということがはっきりしているということです。

国民がぼんやりとしているうちに、戦争ができる国になってしまうことのないように、今何が起こっているのかを、わかっていたいと思っています。

仕事も忙しくて、傍聴に来るのはなかなか思い切れないとできないことですが、今回、中国から留学している青年が傍聴に来ておられて、少し会話することができました。日本が侵略して大きな傷を残したままのアジアの諸国にとっても、安倍首相の靖国神社参拝は深い危惧や憂慮をもたらすことになっていると感じさせられました。色々教えていただきつつ、原告としての責任を果たすべく推移を見ていきたいと思っています。



第4回弁論（2月23日）

2月23日に「安倍首相靖国参拝違憲訴訟」の傍聴に10数年ぶりで大阪地裁へ行きました。傍聴券を求めて150人ほどが並んでいました。私は「沢山の人」と思いましたが、多数なのか少数なのかわかりません。

傍聴席について裁判が始まって、裁判長が「おまたせしました」と言ったのに裁判所も民主的になったのかと思ってしまいました。市民訴訟のたびに先輩たちが裁判所の民主化とも闘っていたことを思ったからです。裁判長の訴訟指揮まで変わったとは思いませんが少し驚きました。

私はこの訴訟の原告になってからとても悩んでいました。「安倍首相の靖国参拝」が私の「平和的生存権」の侵害にどのようにつながるのか、聞こえてくる「靖国訴訟」は最高裁の判決で「決着がついている」という声に、この裁判に立ち向かう自分の思いを整理できないでいました。しかし今回の傍聴に来てはしっかりと目覚めた思いになりました。法廷において聞かせていただいた加島弁護士の原告第3準備書面の要旨に私の迷いがふっきられていきました。最高裁の判決後に明らかになった違法、違憲問題を私にも分かるように話して下さいました。裁判長も被告弁護士も無視できないはずだと思いました。また原告第4準備書面の「根拠規定」「成立要件」「法的効果」についての説明に、私はこの訴訟の原告として闘う大切なことをしっかり知りました。「今しかない」「今なのだ」という思いを強くしました。

靖国合祀いやで本靖国 「合祀取り消し要求」第三回靖国行動報告

今年も靖国神社訪問・合祀取消要求行動行います！一緒にいかがですか

昨年十一月四日、「靖国合祀イヤです・アジアネットワーク」元原告団は、台風のため延期になっていた「合祀取り消し要求」第三回靖国行動を行いました。

行動の参加者は菅原龍憲元原告団長、西山誠一、吉田文枝、松岡勲の元原告の四名で、東京訴訟団事務局からも四名が参加しました。

靖国神社側からは小方孝次権宮司、宮沢総務長、稲上課長、中山窓口担当の四名でした。靖国神社社務所の応接室で約四五分ほどやりとりをしました。

「合祀取り消し要求書」と二五名の「合祀取消要求書」を提出

アジアネットワークの「合祀取り下げ要請書」と二十五名の「合祀取り消し要求書」を提出しました。要請書には靖国神社に合祀されている戦死した父や兄、叔父などの肉親を取り戻したいという熱い願いがこめられています。以下、「要請書」の一部です。

「私たちは、遺族の責任として、靖国神社が私たちの家族を『英霊』としつづけていることを拒否します。戦死した私たちの家族は大日本帝国により有無を言わず戦地に引き出された者たちです。大日本帝国の引き起こした侵略戦争において戦地とされた地で食糧を強奪し、田畑を荒らし、家を焼き、レイプした皇軍（日本軍）の兵士として、戦闘を担い、傷つき、飢え、倒れました。（中略）私たちの家族は大日本帝国により死を強いられた『被害者』であると同時に、アジア諸国の民衆に取り返しのつかない多大な被害を与えた『加害者』でもあるのです。私たちの家族も含めたすべての戦死者の死を『英霊』としてたたえることは侵略戦争そのものとその過程でなした日本軍兵士の行為の一切を是認することです。」

す。

「政府が日本を再び『戦争をする国』にしようとしているこの事態のなかで私たちの家族が靖国神社によって『英霊』とされ続けていることを許すならば私たち遺族が新たな『戦争をする国』に加担することになってしまいます。私たち遺族は、戦死した私たちの家族の願いは、何より戦争のない社会であり若い人々が再び他国を侵略するための銃をとらなくてよい社会だ、と信じています。私たち遺族は戦死した家族の無念を引き継ぎ、その願いを実現しなくてはなりません。再び、戦争の加担者になるわけにはいきません。改めて要請します。私たちの家族の名前を霊簿から削除してください。」

菅原元原告団長は、安倍首相の靖国神社参拝について、「首相の参拝は公的な参拝であり、政教分離の憲法原則に違反しているが、靖国神社の考えはどうか。」と問いました。なんと小方権宮司は「自然にお参りしていたのだ。」と応えたので、あきれました。また、昨年の靖国行動での山口健司権宮司（今回は欠席）の発言「靖国神社は国家のために捧げられた御霊を慰霊する。明治の創建時の本質については、これをずっと維持する、守るという姿勢できております。」を菅原団長は問題にし、戦

後も国家神道の性格を容認していると靖国神社の姿勢を批判しましたが、宮沢総務長は「明治の創建時には国家神道の考えはない。創建時以来の靖国神社の性格なので。」と答えにならない返答でした。菅原より、「靖国神社は戦前は国の施設であったが、戦後は国の施設でなくなり、一宗教法人になったから戦前の考えを継承しているという発言はおかしい。」と追求しました。また、西山、吉田、松岡からもそれぞれの思いと「英霊」として祀ってほしくない、肉親の名前を霊簿から削除してもらいたいと要請しました。また、二五名の「要求書」も手交し、要求書に各人宛に靖国神社から回答するよう求めました。靖国神社からはそのようなすると返答がありました。靖国神社側に来年も合祀取り消し申し入れ行動を行うと伝え、靖国神社は来年も今年同様の応接をすると約束し、今年の靖国行動は終了しました。

松岡 勲



次回行動、チャレンジしてみようと思われる方、「善は急は」で連絡を！

靖国神社からの返事が酷過ぎる～!!

(合祀取り消し請求に対して)

こんなの届いたよ!!



去年、十二月のある日、ポストに薄い封筒が入っていました。靖国神社からの手紙でした。

私は以前より伯父が靖国神社に祀られていることに忸怩たる思いがありました。で、安倍靖国参拝違憲訴訟の助けにちよつとでもなればいいなと思って、十一月初めでしたか合祀取り下げ要求の手紙を、呼びかけておられた事務局の方に託しました。そしたら、この手紙で、ドテートとひっくり返りました。

自分（靖国神社）のところの「重要」な「業務」のためにヒトの（それも亡くなってしまつて文句も言えないヒトの）名前を勝手に使つてい

いいのでしょうか？

それも、自分の判断で自分がきめる事だ!と言っています。

こんなこと一般的に通用するでしょうか? わがまま勝手としか言いようがないように思います。

この手紙をフェイスブックに載せましたら、多くの方が反応してくれました。

「人権侵害!」「えらそう」「松尾さんも被害にあつてたんですね（靖国合祀はもう被害と言つていい）」「故人の宗教も意志も関係なく勝手に合祀して、裁判所もそれを認めてい

私の伯父、向井辰夫は一九四五年五月四日、沖縄の読谷村で米軍の機銃掃射で戦死しました。享年三〇歳。一九五八年靖国神社に合祀されています。

国の戦争、直接的には米軍によつて殺された被害者であると同時に、アジア、特に沖縄のかたちたちに対しては、日本兵として立ち現れた加害者でもあります。そのことを捉えかえしていくことが、伯父を想い供養することと思つてい

少なくとも、戦死者を「英霊」などと言い、神と持ちあげる靖国神社に祀られることは、戦争を賛美し、天皇制を支えることに他ならないと思います。供養どころか、死んでなお国に奉仕させられることと思ひます。

靖国神社のことは決して過去のこととはなく、これから先靖国神社に祀られようとしている若き人たちのことであると思います。先日は、制服姿で、整列して靖国参拝する将来の自衛官である防大生の写真が朝日新聞に載りました。四〇〇人が参拝したそうです。

戦争の足音をヒシと感じるこのごろです……

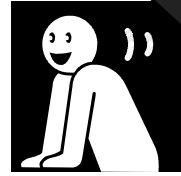
この国ただいま故障中

要修理!

故障中

松尾 和子

東京訴訟 第3回口頭弁論 報 告



二〇一五年三月九日午後二時より、東京地方裁判所にて安倍靖国参拝違憲訴訟東京提訴・第三回口頭弁論が行われました。

第一次提訴と二次提訴はこの法廷で併合されました。原告は日本在住三三二人、海外原告三〇一人（ドイツ在住二五人、韓国二〇人、中国（大陸）から二三八人、中国香港一五人、台湾・カナダ・オーストラリア各一人）、総計は六三三人となります。

今回は、オーストラリア人のカトリック神父のポール・マッカーティンさんと中国（大陸）の弁護士で原告になってくださっている劉恵明（リュウ・ホイミン）さん、のお二人の原告陳述がなされました。

第一回弁論では、日本の原告・関千枝子さん、在韩国原告の金敏喆（キム・ミンチョル）さんが陳述をしました。第二回は、日本の原告の陳述を

予定していましたが、裁判所が認めず無念の思いをしました。裁判官はどうも書面による事務的な進行を考えているところがあるのかもしれない。しかし、今回二人もの陳述が認められたことは喜ばしい所です。

マッカーティン神父は、「安倍首相の靖国神社への参拝に反対する一番の理由は、政教分離違反」、「靖国神社は宗教施設。安倍首相が公的立場をわきまえずに、靖国神社に参拝し、靖国神社信仰を支援した。これを認めることができない」「勝手に英霊として合祀することも問題」とも言われました。神父のお父様やおじ様方が、オーストラリアを攻撃した日本軍と戦い、父方の長兄はブーゲンビル島で戦死したこと、多くのオーストラリア人捕虜が（靖国神社の遊就館に展示されている）泰緬鉄道の建設で日本軍の残虐行為に苦しんだこと、キリスト教に限らず全ての本物の宗教は平和を希求するが、反対に靖国神社は戦争を賛美していることなどを明解に陳述してくださいました。思わず傍聴席から、拍手も起こりました。

劉弁護士は日本にも留学し日本の法律事務所でも働かれ、現在は中国で日系企業を対象に仕事をされています。「知日家」でもあるはずの氏が安倍首相の度重なる日本の戦争責任

問題についての「極めて不誠実な態度」に「私でさえ日本や日本人に対する見方を変えざるを得ない」と言われました。そして日本軍が中国各地で南京大虐殺と同じような虐殺行為を行っていたこと、そのような「残虐な大量虐殺」こそは日本軍の中国侵略戦争の特質であり本質であること、安倍首相が侵略戦争を推し進めた靖国神社に参拝する行為は、靖国神社を美化し、日本政府が中国侵略戦争を全く反省していないことを示すものであることを力強く陳述してくださいました。

また原告側から、第二準備書面を提出しました。書面では、安倍政権（被告国及び被告安倍）の提訴後の動向（戦争準備行為）、靖国問題の現在状況について述べ、次に原告側が安倍首相の参拝事実に関する詳細の釈明を求めたことに対して被告側が「詳細の釈明は必要ない」と主張していることに対して、被告安倍と被告靖国神社の共同不法行為性を明らかにするためにも必要と、改めての釈明を求めています。さらには被告答弁書（第一次：被告靖国神社については第一準備書面も含む）について、概括的な反論を行っています。特に参拝の事実関係を明らかにすることは、被告安倍の職務行為性、被告安倍と被告靖国神社の共同不法

行為性、政教分離違反に該当するか否かに大きな影響を与えるものですから、必要です。

補助参加人は、東京地裁に第三次の申し入れを期日三日前（六日）にし、当日も柵内に代理人が座っていました。口頭で谷口園恵裁判長から棄却を言い渡され、何も発言することはできませんでした。

第四回口頭弁論 六月一二日（金）

午後二時 場所：東京地方裁判所

一〇三号法廷

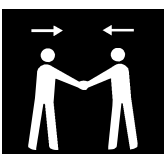
第五回口頭弁論 七月一七日（金）

午後二時 場所：東京地方裁判所

安倍靖国参拝違憲訴訟・東京事務所 荒井克浩

東京訴訟の進行を報告いただきました。大阪訴訟と併せてご注目下さい。

大阪事務局より



事務連絡をいくつか

◆原告のみなさん！

サポーターのみなさん！◆

一・二年度年会費お忘れなく！

今年度からの原告会費は一口一〇〇〇円です。訴訟の進行と共に必要出費がかさんでいます、複数口だとしても嬉しいです！任意カンパもよろしく願います。

(すでに入金いただいている方にも振込用紙同封しておりますが、放念下さい)

●会費・カンパ等入金の領収証は郵便時の控えで替えさせていただきますので大切に保管下さい。別途会からの領収証が必要な方はその旨振込紙メモ欄に明記下さい。

★新たなサポーター大募集です！

同封チラシに詳細

●報告：止まる気配もなく「戦争する国」へと突き進む現政権下、靖国の新たな「神」合祀への準備は着々と進められています。何としても押しとどめねば・・・、そのような思いで多くの市民団体・個人が呼びかけ、「戦後70年東アジアの未来へ！宣言する市民」と言う動きが始まっています。当「靖国合祀イヤですネットワーク」もこの呼びかけに加わるようになりました。原告のみなさん、ネットワークのみなさん、是非賛同の上広く働きかけて下さい。

個人・団体賛同募っておりますので是非加わっていただけるようお知らせ致します。

詳細は同封別チラシで

お知らせ
飞へす！



今回ははる！

第5回口頭弁論
4月10日(金)

第6回口頭弁論
6月9日(火)

両日とも
10時～
(30分前に集合)

大阪地裁
202号法廷

4/10

裁判終了後は
弁護士会館1002号室へ
(6/9は920号室の予定)
弁護士によるかみ砕き＝解説
わかりにくい裁判所でのやりとり
がこれで「すっきり！！」

無料！

忘れ物！！

3月20日の学習会「靖国参拝と私たちの平和的生存権」(エルおおさか)参加者(女性)。柄物のマフラーが忘れ物で届いております。現在事務局SORAにて預かっておりますので一報下さい。

06-7777-4935

事務連絡をいくつか

すでに周知のことと思いますが、通信等発送のメール便の廃止が予定されています。送料の大幅アップの懸念を機に以下ご協力をお願いします。

①ながく入金が途絶えているなど、諸事情を考慮の上名簿の整理をさせていただきま

す。
②通信、裁判関連書面等、ホームページを利用していただける方は「紙ベース郵送不要」の意思表示を以下方法でお願いします。

・FAXで (06-7777-4925)

・ハガキで

・振込時に振替用紙通信欄で

原告の皆さんへの裁判日程等告知は今まで通りハガキ等でお知らせします。

ご面倒をおかけしますがよろしく願います